

国民健康保険税の税率等が変わります ①

平成29年度から、下の表のとおり保険税率等及び課税限度額を改定します。

現行(平成28年度まで)

区分	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	7.40%	11.00%	27,000円	24,000円	510,000円
後期分	2.90%	3.00%	9,000円	7,500円	160,000円
介護分	1.60%	3.00%	8,000円	7,000円	140,000円
合計	11.90%	17.00%	44,000円	38,500円	810,000円

改定後(平成29年度から)

区分	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.20%	5.00%	30,000円	26,000円	540,000円
後期分	3.00%	1.50%	11,500円	9,000円	190,000円
介護分	2.60%	1.50%	12,000円	9,000円	160,000円
合計	13.80%	8.00%	53,500円	44,000円	890,000円

なぜ改正が必要なの?

A 国民健康保険(国保)の赤字を解消し、安定的な財政運営を図るためです。

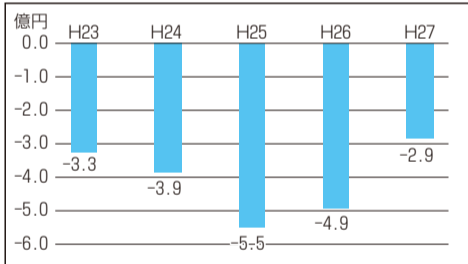
国保は、病気やけがなどに備え、加入者が保険税を出し合って医療費の負担の軽減を図る支え合いの制度です。医療給付などの費用から国・県の負担金等を除いた金額を保険税で賄うのが原則です。しかし、加入者の高齢化や医療技術の高度化等により医療費は年々増加している一方、年金生活者や低所得者の増加により保険税収は伸び悩んでいることから、市の国保財政は平成23年度から赤字(グラフ①)が続いており、国保の貯金にあたる保険財政調整基金の取り崩しや一般会計からの繰入金により財源を補ってきました。

市では、国保財政の健全化を図るため、収納率向上に向けた取り組みや特定健診、保健事業の推進による医療費の抑制などに努めてきましたが、医療費の伸びにはとても追いつかず、今後、国保の赤字はさらに膨らんでいくことが予測されます。

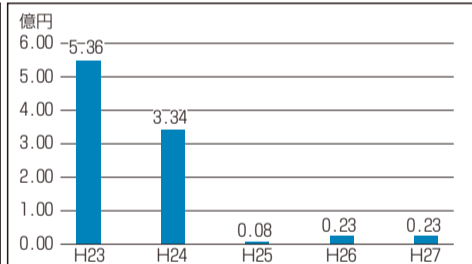
基金は残りわずか(グラフ②)、一般会計からの繰入にも限度があることから、このままでは国保は破たんしかねない状態であり、国保を維持、運営していくためには、保険税率等の引き上げが避けられません。そこで、栃木市国民健康保険運営協議会における審議・答申と、平成28年12月議会における承認を得て、平成29年度からの改定を決定しました。

加入者の皆さんにはご負担をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。(次号で改定後のモデルケースを紹介します)

グラフ① 国保の単年度収支は毎年赤字



グラフ② 保険財政調整基金の残高は残りわずか



◆問合先 本 保険医療課 ☎(21)2131 本 市民税課 ☎(21)2263

Happy 子育て
52
思春期我が子との
付き合い方

思春期のお子さんをもち親から、次のようなことをよく聞きます。
「何でイライラしているのか、何で反抗しているのか分からないう言葉遣いが気になる。反抗的な言動が多く、親自身もイライラの毎日。親が話しかけても無視などです。」
この時期の「反抗」とは、親の愛情を確認するための行動で「相手に自分を分かってくれたい」という自我の現れです。子どもは、自分の感情をうまく伝えられないため、反抗という行動をとるのです。

思春期とは、一般的に「大人でもなく、子どもでもない、親から独立し、自我の確立のための時期」と言われます。また、「無限の可能性と劣等感との間で揺れ動く時期」でもあります。
「親は、我が子との付き合い方に、日々、戸惑いを感じますが、お子さんとのコミュニケーションは大切です。そこで、こんな言葉かけはどうでしょうか。『あなたのことなら信じて』など、信じて任せ、見守ることが大切です。時には、子どもの気持ちに寄り添った上で、最も身近なサポーターとして、自分の気持ちをふんわり言葉で伝えましょう。子どもと共に、親も悩みますが、子どもの年齢に合った適切な距離感を保ちよい関係を築いていきましょう。親として最も大切なことは「ホッとひと息つける、居心地のよい家庭」と「子どもの心配事をいつでも受け止められる心のゆとり」です。子どもたちが、未来に向かうエネルギーとなります。」

本 生涯学習課 ☎(21)2490

相談業務の案内

相談は気軽にどうぞ。相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合先	
○市民法律相談(事前に要予約)(弁護士が法的な見解等を助言)	2月8日(水) 10:00~12:00	都賀総合支所/ 都賀市民生活課☎(29)1124	
	2月8日(水) 10:00~12:00	岩舟健康福祉センター 遊楽々館/ 岩舟市民生活課☎(55)7763	
	2月10日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122	
	2月20日(月) 10:00~12:00	藤岡公民館/ 藤岡市民生活課☎(62)0905	
	2月24日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122	
	3月8日(水) 10:00~12:00	西方総合支所/ 西方市民生活課☎(92)0308	
	3月10日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122	
	3月16日(木) 10:00~12:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830	
	○総合相談(行政・人権・家庭児童・青少年)	2月10日(金)24日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122
	○宅地建物相談(事前に要予約)(土地・建物の売買や賃貸借、所有と管理に関する相談)	2月10日(金) 10:00~12:00	本庁舎/ 市民生活課☎(21)2122
○合同相談(行政・人権・心配・困りごと) *2月20日は移動県民相談あり	2月14日(火) 9:30~11:30	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館/ 大平市民生活課☎(43)9211	
	2月28日(火) 9:30~11:30	社会福祉協議会都賀支所/ 都賀市民生活課☎(29)1124	
○市民相談(日常生活の問題など)	2月20日(月)* 13:00~15:00	西方総合支所/ 西方市民生活課☎(92)0308	
	2月8日(水) 13:30~15:30	岩舟健康福祉センター 遊楽々館/ 岩舟市民生活課☎(55)7763	
○消費生活相談	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎市民相談室/ 市民生活課☎(21)2122	
	月~金曜日 9:00~16:00	入舟庁舎/ 消費生活センター☎(23)8899	
○年金相談	2月14日(火) 10:00~12:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830	
	2月18日(土) 20:00~22:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830	
○外国人相談	2月24日(金) 10:00~12:00	藤岡公民館/ 藤岡市民生活課☎(62)0905	
	月~金曜日 8:30~17:15	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161	
○人権相談	2月8日(水) 10:00~12:00	藤岡公民館/ 人権・男女共同参画課☎(21)2161	
	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎/ 青少年育成センター☎(24)0667 ☎(21)2690	
○いじめ相談電話(土日・祝日・時間外は留守番電話・FAX)	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎/ 青少年育成センター☎(23)6566 ☎(21)2690	
	月~金曜日 9:00~16:00	本庁舎/ 子育て支援課☎(21)2229	
○家庭児童相談(0~17歳の子どもとその家族)	月~金曜日 9:00~16:00	本庁舎/ 家庭児童相談室(子育て支援課内)☎(21)2227	
	月~金曜日 9:00~16:00	本庁舎/ 子育て支援課☎(21)2229	
○障がい児者相談(福祉サービスの利用・障がい者を理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止に関する相談)	月~金曜日 8:30~17:15	本庁舎/ 障がい児者相談支援センター(障がい福祉課内)☎(21)2235、(21)2236、(21)2208 ☎(21)2682	
	第1・3月曜日(祝日を除く) 13:00~21:00 第1・3土曜日(祝日を除く) 17:00~21:00	栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113	
○就労支援相談(事前に要予約)(40歳未満の就労相談)	第2・4月曜日(祝日を除く) 13:00~21:00 第1・3土曜日(祝日を除く) 13:00~16:00	大平勤労青少年ホーム☎(43)5191	

くらしの窓

定期購入が条件の通信販売にご注意!!
インターネットの広告を見て、1回だけお試しつもりで申し込んだら定期購入になってしまった、という消費者トラブルが発生しています。

「事例」
「痩身と美容に効果あり」「初回お試し500円」「送料無料」という健康食品の広告を見て、スマートフォンから1回だけのつもりで注文した。飲んでみたら体調が悪くなったので、解約をメールで申し出ると、「4回購入が条件の定期購入契約であり、次回発送までに電話でのみ解約を受け付ける」と返事をされたところ、4回目購入後に解約の電話をかけても、電話が繋がらない。そのうちにまた新たな商品が届いてしまい、いつまでたっても解約で

きない。
このようなトラブルに遭わないために以下の点に注意しましょう。
* インターネット上では重要な条件等が気づきにくい場所に表示されていることがあります。ページの最後までスクロールし、契約内容を確認しましょう。
* 業者の連絡先を確認しましょう。業者によっては商品注文の連絡先とお客様問い合わせ先などの電話番号が違うこともあります。
* 返品・解約についての条件をよく確認しましょう。
* 契約条件により販売価格が異なる場合があります。販売価格・送料などの詳細内容をよく読み、最終確認画面を保存か印刷して残しておきましょう。

◆問合先
消費生活センター(入舟庁舎) ☎(23)8899